

公 告

このたび、共同施行土地改良事業（飯地地区）の認可申請をしたいから土地改良法第95条第2項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨公告します。

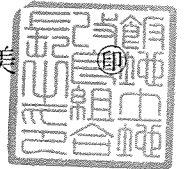
なお、この土地改良事業の受益地にある農用地の所有者でその農用地につき、耕作もしくは養畜の業務を営まない者、またはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づき使用収益している者で、その農用地または土地につきこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年11月9日までに恵那市農業委員会に申し出てください。

令和8年10月27日

飯地地区共同施行土地改良事業

飯地土地改良組合

理事長 柘植 明美



記

1. 数人共同施行土地改良事業（飯地地区）計画概要書
2. 規約
3. 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

飯地地区 共同施行土地改良事業

計画概要書

所在地 恵那市飯地町地内

事業主体 飯地地区共同施行土地改良事業

6. 地域環境の概況

恵那市内には、飛騨木曽川国定公園、恵那峡県立自然公園、胞山(えなさん)県立自然公園(の一部)の指定がなされている。

第 3 章 基本計画

1. 事業面積

用 途	現況 (ha)	計画 (ha)
田	1.0	-
畑	0.2	0.9
原野	0.9	-
道水路	0.2	1.4
非農用地	0.8	0.8
計	3.1	3.1

※表中の面積は、図上計測した面積

2. 土地利用計画

地区内の農用地は、今後も中山間地域型農業として効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、栗の長期的な需給動向を考慮し、優良農地の保全と整備に努める。また、農用地は、緑豊かな景観をつくりだし、潤いのある空間としても貴重な財産であることから、今後も美しい田園景観の維持を図る。

3. 主要工事計画

区 分	数 量	単 位	備 考
整地工	0.9	ha	
道路工	661	m	
排水路工	1,423	m	

4. 工期

令和8年度～令和15年度

5. 環境配慮等

・土工事実施に伴う下流水域への土砂流出抑制のため、必要に応じ沈砂池等を設ける。

(4) 土地評価及び清算の方法

標準地比準方式

増価額比例地積清算方式

(5) 国公有地等の編入承認にかかる地積

区分 用途	機能交換に係る土地				一般国有地 (㎡)	合 計 (㎡)
	国有地 (㎡)	県有地 (㎡)	市有地 (㎡)	計 (㎡)		
道路	—	—	559	559	—	559
水路	—	—	804	804	—	804
計	—	—	1,363	1,363	—	1,363

※表中の面積は、登記簿面積

(6) 換地処分の特則に関する特則

農用地造成工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第 96 条において準用する同法第 54 条第 2 項本文の規定にかかわらず換地処分を行うものとする。

第 6 章 費用の概算

(単位千円)

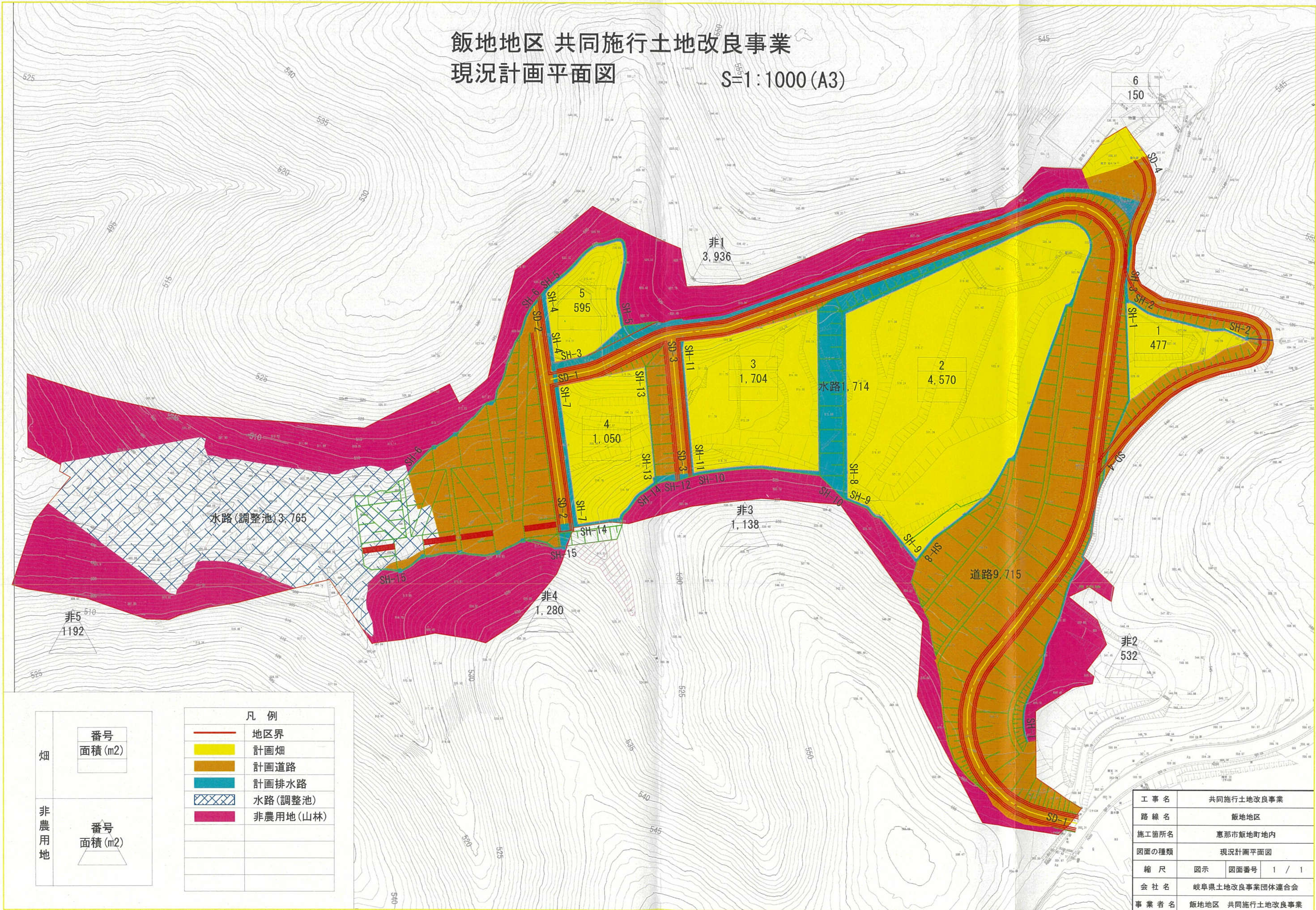
工 事 費	147,000
測 量 試 験 費	2,000
補 償 費	—
換地費・確定測量費	10,000
工 事 雑 費	8,000
総 事 業 費	167,000

第 7 章 効 用

(単位:千円)

作物生産効果額	1,658
維持管理費節減効果額	△80
災害防止効果(一般資産)	6,866
国産農産物安定供給効果額	97
計	8,541

飯地地区 共同施行土地改良事業
現況計画平面図 S=1:1000 (A3)



畑	番号 面積(m2)
非農用地	番号 面積(m2)

凡 例	
	地区界
	計画畑
	計画道路
	計画排水路
	水路(調整池)
	非農用地(山林)

工 事 名	共同施行土地改良事業		
路 線 名	飯地地区		
施工箇所名	恵那市飯地町地内		
図面の種類	現況計画平面図		
縮 尺	図示	図面番号	1 / 1
会 社 名	岐阜県土地改良事業団体連合会		
事 業 者 名	飯地地区 共同施行土地改良事業		

飯地土地改良組合 規約

(設 立)

第1条 飯地町地内において共同施行土地改良事業（以下「土地改良」という）

を実施するため、「飯地土地改良組合」（以下「組合」という）を設立する。

(施行地域)

第2条 この共同施行土地改良事業を施行する地域（以下「施行地域」という）は、次に掲げる地域とする。

恵那市飯地町字木屋谷2657番1の一部から2683番2、字岩切道2686番1の一部から2689番1までの土地。（別表のとおり）

(事 業)

第3条 この組合は、この規約及び土地改良事業計画の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。

- 一 農業用道路の新設
- 二 農業用排水路の新設
- 三 農地造成（区画整理）

(事 務 所)

第4条 この組合の事務所は、恵那市飯地町68番地1 飯地振興事務所に置く。

(組 合 員)

第5条 組合員は、施行地域内の土地の所有者である共同施行土地改良事業の共同施行者とする。

(役 員)

第6条 この組合に、役員として理事3人を置き、組合員が総会において選任する。

- 2 理事の互選により、理事長1人及び副理事長1人を定める。
- 3 役員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の役員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。
- 5 組合員は、その総数の3分の2以上の同意を得て、役員を解任することができる。

(会議議決事項)

第 14 条 別に規定するものの外、次に掲げる事項は、総会において議決する。

- 一 経費の収支予算
- 二 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法
- 三 事業報告書及び収支決算書の承認
- 四 その他重要な事項

(議 決 権)

第 15 条 組合員は、各々 1 個の議決権を有する。

- 2 組合員は、第 13 条の規定により通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
- 4 代理人は、組合員又は被代理者の同居の親族若しくはその配偶者でなければならない。
- 5 代理人は、1 人以上の組合員を代理することができない。
- 6 この組合とある組合員との関係につき議決をする場合には、その組合員は議決権を行使することができない。

(総会の議決方法等)

第 16 条 総会の議事は、この規約に特別の定がある場合を除いて、総組合員の 3 分の 2 以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 議長は、理事長があたる。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(重要事項の議決方法)

第 17 条 次に掲げる事項についての総会の議事は、組合員の 3 分の 2 以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で決する。

- 一 規約の変更又は廃止
- 二 土地改良事業計画の設定、変更又は廃止
- 三 借入金の借入並びにその方法、利率及び償還の方法
- 四 一時利用地の指定
- 五 解散した場合の清算人の選任
- 六 残余財産の処分の方法

- 一 開会の日時及び場所
- 二 会議を組織する者の現在総数及び出席した者の氏名又は名称
- 三 議事の要領
- 四 議決事項
- 五 賛否の数

(経費分担の基準)

第 23 条 第 3 条の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより当該事業の施行に係る地域内にある土地つき、土地改良事業施行認可の日の土地原簿に掲げられた地積（実測地積を計測している場合は実測地積）と現況地目を勘案して賦課することができる。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課することができる。

(賦課徴収の方法)

第 24 条 前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総会で定める。

(書簿の備付)

- 第 25 条 理事長は、組合員名簿及び土地原簿を調整し、これを議事録及び事業に関する書類とともに主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 2 前項の組合員名簿及び土地原簿には、土地改良法施行規則第 7 2 条第 2 項において準用する第 2 3 条及び第 2 4 条に規定する事項を記載しなければならない。
 - 3 組合員及び権利者は、前項の書簿の閲覧を求めることができる。

(収支予算)

第 26 条 理事長は、毎事業年度の経費の収支予算を調整し、当該事業年度前に総会の議決を得なければならない。ただし、初年度においては、共同施行の認可を受けた後、遅滞なくこれをしなければならない。

(預 金)

第 27 条 金銭は、総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(工 事 等)

第 28 条 工事等は、請負とする。

第 29 条 工事の請負又は物品の購入は、競争入札の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

で定める。

附 則

この規約は令和 8 年 4 月 1 8 日から施行する。

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 事業費の負担区分の予定

事業費	167,000 千円
県費	－ 千円 (%)
市費補助金	－ 千円 (%)
地元負担金	167,000 千円 (100%)

2. 地元負担金の予定基準

当該事業の施工に関わる、受益地内にある農用地につき地積割にて負担する。